

# 令和4年度 総合教育会議資料

いじめ防止に関する取組について . . . . .	P 1
令和5年度における第5次総合計画実行計画事業の取組について . . . . .	P 3

宮代町教育委員会



## いじめ防止に関する取組について

### 1 これまでの経緯

令和3年1月に町内小学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当するいじめの重大事態（以下「本事案」という。）が発生し、同年11月17日から宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）による調査等が行われ、令和4年12月26日に「宮代町小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）が提出された。

宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）としては、調査報告書の本事案の学校及び教育委員会の対応に係る提言を踏まえ、同様の事態の発生を防ぐため、本町のいじめ問題への取組内容を見直すこととした。

### 2 令和4年度における具体的な取組

#### (1) 町・学校いじめ防止基本方針の改定

本事案において、町及び学校で策定しているいじめ防止基本方針に沿った組織的な対応が十分ではなかったことが調査報告書で指摘されている。また、基本方針の内容が平成30年度以降見直されておらず、必ずしも町や学校、社会の変化などの実情に即していないということも明らかになったため、町及び学校の基本方針の改定を行うこととした。

<裏面及び別冊資料1参照>

#### (2) 宮代町いじめの防止等のための組織に関する条例案の提出

本事案への対応を通して、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた体制整備の重要性を改めて確認し、いじめが発生してからだけでなく、未然防止や啓発など総合的な取組を推進し、いじめ問題に対する取組の一層の充実を図るため、条例案を作成し、議案として提出することとした。

##### 【条例で定める組織等】

\*宮代町いじめ不登校対策連絡会議

\*宮代町いじめ問題調査委員会

※校内いじめ問題対策委員会へのいじめ問題調査専門委員の派遣

\*宮代町いじめ問題再調査委員会

## 1 改定の趣旨

町内小学校において、令和2年度及び4年度にいじめ重大事態が発生し、いずれの事案についても現在対応中である。令和2年度の事案については、「宮代町いじめ問題調査委員会」（いわゆる第三者委員会）を令和3年11月に設置し、約1年余りの調査期間を経て、令和4年12月26日に「宮代町小学校児童のいじめ申立に関する調査報告書」が提出された。

当該調査報告書においても指摘されているところだが、いじめ問題への学校及び教育委員会の対応が、宮代町いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という。）等に必ずしも沿うものではなかった。その一因として、本方針が形骸化し、本町の实情に即したものになっていなかったことが挙げられる。また、平成30年1月に改訂して以降、十分な見直しが図られていなかったことも実効性を欠くことにつながったと考える。

そこで、本町の实情及び社会の変化、令和4年12月に改訂された生徒指導提要などの内容も踏まえながら、本方針の内容の見直しを図ることとした。

## 2 主な改定のポイント

- (1) 重大事態発生時の対応について、文部科学省から示されている「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って行うことを明記した。
- (2) 大枠は変更せず、項目を整理し、文言や体裁等を整えることで実際に活用する際に参照しやすいようにした。
- (3) いじめ問題に対応する姿勢として、教育的視点に立った支援や指導を行うことが重要であることを明記した。
- (4) いじめ防止対策推進法で規定される「いじめ」は範囲が広く、定義に沿った認知や対応は行う必要がある反面、学校現場においてオール・オア・ナッシングの指導では児童生徒の人的な成長を促すことが難しいこともあるため、一部表現を変更した。

## 3 令和5年1月定例教育委員会における指摘を受けた修正点

- (1) 第1 いじめの防止等のための対策に取り組む基本的な考え方
  - 2 「いじめ」とは  
修正前：(法第2条及び文科省調査等より)  
修正後：(法第2条及び「いじめの防止等に関する基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」より)
- (2) 第1 いじめの防止等のための対策に取り組む基本的な考え方
  - 4 いじめの防止等に向けた総合的な取組
    - (3) 保護者の取組  
修正前：④いじめが発生したときには、子供たちのよりよい成長を支援していくという観点から客観的事実を冷静に捉え、双方の子供が人としての望ましい行いを学ぶことができるよう学校と協力して対応する。  
修正後：④いじめが発生したときには、子供たちのよりよい成長を支援していくという観点から客観的事実を\_\_\_\_捉え、当事者はもとより全ての子供が人としての望ましい行いを学ぶことができるよう学校と協力して対応する。

## 4 今後について

- \* 本方針の改正後、各校の基本方針の見直し（令和4年度内）
- \* 「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例案」の提案（3月議会）

# 小中学校適正配置事業

## 目標

将来予測される児童生徒数の変化に応じた学校施設の規模と適正配置について検討し、学校施設の更新（建替え）に対応した学校づくりを通して、教育環境の向上と学校を核とした地域づくりを進めます。

## 実施内容

### 令和5年度

- 須賀小学校地域拠点施設に関する基本計画の検討  
（基本構想パブリックコメント、市民ワークショップ、検討委員会における検討等）

### 令和6年度以降

- 須賀小学校地域拠点施設の基本設計・実施設計の作成

児童生徒にとってのより良い教育環境の整備と、  
教育の質のさらなる向上を目指した学校の適正規模  
及び適正配置を推進していきます。

# 地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業

## 目標

様々な事情で学校に通うことができない宮代町の児童生徒の居場所・学びの場の一つとしての役割を果たせるよう、「教育的な視点・配慮」に重点をおきつつ、児童生徒の実態やニーズに合わせて可能な限り柔軟に運営してまいります。また、学校や関係機関との連携体制の構築や情報発信など、継続的な取組が必要な部分についてもよりよい方法等を取り入れていきます。

## 実施内容

### 令和5年度

- 居心地のよい空間・学びやすい環境づくり、体験的な活動の実施の継続
- 連携方法等の具体化やフローの検討、学校との連携強化
- 児童生徒一人一人のニーズに応えるために支援に必要な教材・備品等の整備

### 令和6年度以降

- 教育支援センター（適応指導教室）の継続的な運営
- 児童生徒の実態や社会の変化に合わせた支援体制の適宜見直し

「心の居場所」を提供し、学校への復帰や進学を見据えた学力、社会的自立を見据えた基礎的な学力を身に付けられるように継続的な支援を行っていきます。

# 日工大サイエンスプロジェクト

## 目標

理科の授業において、大学の施設や設備を使った専門家による科学体験を実施します。その中で、子供たちの理科に対する興味・関心を高め、理科好きの子供を育成し、自ら学ぶ児童生徒を育成します。

## 実施内容

### 令和5年度

- 日本工業大学の施設と専門的な人材を活用した理科授業を実施  
(町内の中学校3校の2年生に実施)
- 小学校の先生を対象とした研修会を実施  
(日本工業大学の施設と人材を活用)
- 小学校の連携についての準備  
(小学校1校の1つの学年で試験的に実施)

### 令和6年度以降

- 小中学校全校で実施

**理科に対する興味・関心を高め、  
理科好きの子供を育て、  
自ら学ぶ児童生徒を育成する**

# まちなかどこでもミュージアム事業

## ◆事業の目的

既存施設や飲食店など、気軽に美術作品の展示や小さな演奏会ができるスペースを募集し、まちなかにおける作品展や音楽会の開催を促します。このことで地域の人材を発掘し、地域に人々の集まる新しい場所を生み出すことを目指します。

## ◆事業の概要

### 令和5年度

#### ①町の新たな文化芸術祭典の実施方法の検討

ポストコロナを見据え、町民文化祭の見直しを含めた新たな文化芸術の祭典の実施方法を検討する。

#### ②活動支援キットの貸出

パブリックスペース等で文化・芸術活動を行う場合に、イスやテーブルなど、ポストコロナを見据え、町民文化祭の見直しを含めた新たな文化芸術の祭典の実施方法を検討する。

#### ③文化芸術に関する総合的な情報発信サイトの構築

町内のアーティストや団体等による作品展や演奏会等の情報に加え、活動をサポートする様々なメニューを発信する文化芸術の総合情報サイトを構築し、文化芸術活動を情報面から後押しする。

### 令和6年度以降

参加者が実施主体となる作品展や演奏会等の開催を後押しすることで、まちなかで気軽にアートを楽しみ交流できる場の創出支援を行います。



▲活動支援キットの実証実験



▲町内店舗での展示会（実例）

## 西原自然の森活用事業（移築民家活用編）

### ◆事業の目的

福祉拠点として再整備される旧ふれ愛センターとともに西原自然の森の魅力を高めるため、「旧加藤家」「旧齋藤家」「旧進修館」を古い建物の特性を生かした美術作品の展示や音楽活動などの文化活動や体験講座、地域活動ができる場所とします。

### ◆実施内容

#### 令和5年度

指定文化財である移築民家（旧加藤家、旧齋藤家、旧進修館）を保全しつつ、可能な限り活用できる計画を作成し、イベント等を実施します。

#### 令和6年度以降

イベントの実施結果を踏まえ、活用マニュアルを作成し、町主催イベント等を実施するとともに、市民が利用できるような活用方法を検討します。



▲放課後駄菓子屋ふさや（旧齋藤家住宅）



▲古民家音楽会（旧加藤家住宅）